

令和8年4月27日

質 問 事 項 ・ 回 答

案件名称：令和8年度「省エネ・省CO₂加速化支援事業費補助金」に係る補助事業者（執行団体）
の公募に関する質問・回答

大 阪 市 環 境 局

番号	質問事項	回答
1	<p>「公募要領」P.9(2)： ①住宅向けと②中小企業向けについて、「事業費」は分割管理、「事務費」は一括管理で良いでしょうか。</p>	<p>①住宅等の脱炭素化促進事業及び②中小企業の省エネ・省CO₂加速化支援事業について、事業費は、公募要領 P10 の7(3)の対象ごとに分割管理してください。事務費もお見込みのとおりです。</p>
2	<p>提案書は、様式2に加え別様式で添付する形式でも良いでしょうか。</p>	<p>「公募要領」P7 I6.(4)① 認めません。提案書は(様式2)内で回答してください。添付可能な資料は、会社概要(パンフレット)や財務諸表に限ります。</p>
3	<p>「実施要領」第3(2)： 対象事業4と7について、国補助事業において交付決定を受けた申請が取消になった場合、対応は必要でしょうか。</p>	<p>「実施要領」第3(7)に記載のとおり、間接補助事業の指導監督としての対応が必要です。</p>
4	<p>「実施要領」5ページ目： 【別表】内の対象事業2, 3は「交付額の上限」が記載されていませんが、なぜでしょうか。</p>	<p>「実施要領」P5 別表 対象事業2, 3は、定額(1台当たり3万円)としているため、上限額の設定はしておりません。</p>
5	<p>「交付要綱」第7条(6)： 申請機会を最大化することを目的とし、令和8年度末まで申請受付期間を設定、一部の申請に対する補助金の交付が、令和9年4月以降になる場合、予算の繰越は可能でしょうか。</p>	<p>「公募要領」P5 I3.(4) ご質問の目的での予算の繰越はできません。</p>
6	<p>委託・外注費率の算定において、別事業でも按分して計上している執務室賃料や清掃委託、PCリース料等の各事業共通の経費は入らないと考えてよいか。 (環境省事業では外注費率に組み入れていません。)すなわち、大阪市事業に特化した委託、外注費のみを外注費率として算定することとしてよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
7	<p>番号6の考え方は様式3委託・外注費が50%を超える理由書でも同じか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

8	<p>令和8年度省エネ・省CO2加速化支援事業費補助金公募要領（以下「公募要領」）3. 補助金の内容（4）補助事業の期間（P5）は、令和9年3月31日までとなっている。</p> <p>対象事業1～4, 7の申請手続きには、国事業の額の確定通知等の添付が必須となるため、国側の審査進捗等により、当該書類の取得が3月にずれ込む事業者が一定数生じることが想定される。</p> <p>執行団体における書類審査および支出手続きに要する期間を確保しつつ、適正な補助金の執行を担保するため、執行団体の裁量において、当該書類の提出期限を、例えば「令和9年2月末日」として独自に設定することに支障はないか。</p>	<p>「公募要領」P6 I 5⑤</p> <p>執行団体における書類審査及び支出手続きに要する期間を確保しつつ、申請機会を最大化するような期間を執行団体の裁量において設定していただき、本市と協議の上決定していきます。</p>
9	<p>省エネ・省CO2加速化支援事業費補助金実施要領（以下「実施要領」）の対象事業7については、調達部品の入手遅れ等により、国から、繰越手続きが認められた場合、大阪市補助金ではどのように対応すべきか。</p>	<p>間接補助事業者等からは、国の額確定通知書を受領した後に本市補助金の交付申請をしていただくこととなります。</p>
10	<p>実施要領における対象事業1～4の財産処分の制限期間については、国の補助事業と同様、対象事業1は10年、対象事業2～4は6年という認識でよいか。</p> <p>また、対象事業7については、導入する設備ごとに、国の事業と同様の期間と考えてよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
11	<p>実施要領「第3 補助事業（1）間接補助事業」において、「間接補助事業は、令和8年4月1日以降に大阪市区で実施」とされている。この「実施」の定義について、対象事業1～3に関しては、国補助事業の『交付申請等の要件について（交付申請の手引き）』に規定される「着工日」（窓リノベ：1-12、給湯・賃貸給湯：1-9）と同義であるという認識で相違ないか。</p>	<p>先進的窓リノベ事業「交付申請の手引き」1-12、給湯省エネ・賃貸集合給湯省エネ事業「交付申請の手引き」1-9の「工事着手日」になります。</p>
12	<p>大阪市省エネ・省CO2加速化支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」）第16条第1項第5号によれば、間接補助事業者の行為に起因して交付決定の一部取消しを受けた場合、執行団体は同条第2項により補助金を返還する必要があるとされている。</p> <p>一方、国事業では補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律において、間接補助事業者の行為に起因した取消しであっても、やむを得ない事情があると認めるときは返還命令の全部又は一部を取り消すことができる旨の規定がある（同法第17条第2項、第18条第3項）。</p> <p>現状の交付要綱の運用では、万が一、間接補助事業者から補助金の返還が得られない場合、執行団体がその損害を負担せざるを得ず、</p>	<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等を踏まえ、本市と執行団体との協議の上決定することを想定しております。</p>

	<p>極めて大きな不利益を被る可能性がある。 ついては、このような事態において執行団体が不測の損害を被ることを防ぐため、今後、法律に準じた救済策（返還免除の規定等）が検討される可能性があるか、お示してください。</p>	
13	<p>公募要領5. 留意点（2）（P12）において、「補助事業終了後においても発生する事務に対応していただく必要があります。」とあるが、質問12でお示しいただく財産処分の制限期間の間、対応できる体制を維持する必要があるか。 また、想定される財産処分や交付決定の取消し等の事務に対応する場合、その事務に係る費用の取扱いについてお示してください。</p>	<p>「公募要領」P12 II 5. (2) 補助事業終了後の対応については、財産処分制限期間を通じて、特定の組織・人員を維持する必要はありませんが、本市からの照会・検査等に対応できる責任者・担当窓口や財産処分承認申請の要否判断、承認手続き、返還が生じる場合の対応、監査・検査に耐える証拠書類の保存・検索・提示等を担保させる必要があります。 国の補助事業においても同様に、補助事業期間内に必要となる事務は事務費として対象となりえますが、事業終了後に新たに発生する対応コストについては、当該補助金に事後的に上乗せして請求することは不可となります。</p>
14	<p>大阪市が執行団体に求める情報セキュリティ基準（ISMS 認証の要否や、データの国内保管の必須条件など）の詳細があればご教示ください。 申請の受領、審査、通知等に利活用するシステムの構築/選定の参考とさせていただきます。</p>	<p>特定認証の必須要件等はありませんが、情報セキュリティ及び個人情報保護の体制等については、評価項目の対象となります。</p>
15	<p>令和7年度までの類似事業における月別の申請件数ピークや、不備が多かった書類の傾向があればご教示ください。 人員や体制の最適化および、仕組みの構築の参考とさせていただきます。</p>	<p>省エネ・省CO₂加速化支援事業費補助金は令和8年度からの新規事業です。</p>
16	<p>交付要綱にある各種様式（特に様式1）は、この様式を厳密に守ることが必須要件でしょうか。 例えばウェブ上での申請受付の際に、様式が定める情報の取得はできているが、様式に則った書面がない、というケースが許容されるかを懸念しております。</p>	<p>交付要綱の様式第1号様式は、補助事業者（執行団体）が本市へ提出する交付申請書になります。 例示していただいたケースは、間接補助事業の申請様式かと類推されますが、それについては今後、執行団体を採択後に本市と協議の上決定していきます。</p>
17	<p>問い合わせ窓口には、電話窓口を設置することが必須でしょうか？</p>	<p>必須ではありません。</p>

18	<p>・「公募要領」P.7「6. 応募方法等」： 提出物の「様式①～③統合」、別添の「会社概要(パンフレット)」「財務諸表」それぞれのファイル件名は、どのようにすればよろしいでしょうか？</p> <p>例： ・様式①～③：「省エネ・省 CO₂加速化支援事業費補助金補助事業者応募書類(様式①～③)」</p> <p>《別添》 ・会社概要(パンフレット)：「省エネ・省 CO₂加速化支援事業費補助金補助事業者応募書類(会社概要)」 ・財務諸表：「省エネ・省 CO₂加速化支援事業費補助金補助事業者応募書類(財務諸表)」</p> <p>でよろしいでしょうか？</p>	公募要領 P7 I 6(1)、(4)の応募方法に記載のとおりです。
19	<p>「国補助事業の完了が確認できる書類」を申請者に提出してもらう必要があるが、具体的にどのような様式となるかご提示いただくことは可能でしょうか。 不可の場合、この書類から読み取るべき項目を教えてください。</p>	国補助事業の補助金交付額確定通知書を想定しております。
20	<p>再委託について「企画、立案及び業務管理部分」は委託・外注不可であるが、「審査業務の一次チェック」や「コールセンター運営」を外部委託することは、主たる部分の委託には当たらないという解釈で相違ないでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
21	<p>提案時に「変動経費」と「固定経費」を書き分けますが、想定よりも申請件数が大幅に上振れした場合、事務費の上限(71,989千円)の範囲内であれば、事後の協議により内訳を流動的に変更することは可能でしょうか。</p>	お見込みのとおり可能です。
22	<p>P5. (6) 概算払いの頻度と条件 「必要性等の審査を行う」とありますが、例えば月次での概算払いや、四半期ごとの支払いを希望する場合、具体的にどのような資料(資金繰り表等)の提出が求められますか。</p>	採択後、本市との協議により概算払いの頻度等は決定していきます。

23	<p>(様式 2) の提案書は、この様式に追記する形での提出が必要でしょうか。</p> <p>または、この内容を網羅した任意様式でも良いでしょうか。</p>	<p>提案書は、回答 2 のとおり作成してください。</p>
24	<p>(別紙)「実施体制資料の記載例について」</p> <p>「補助人件費(人材派遣も含む)」に係る事業者の掲載は不要と記載がありますが、人材派遣会社へ支払う人件費については外注費ではないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>実施体制資料には、「補助人件費(人材派遣も含む)」に係る事業者の掲載は不要ですが、人材派遣会社へ支払う人件費については、外注費に当たります。</p>
25	<p>様式 2 4. 補助金見込額等について</p> <p>補助事業に要する経費+補助対象経費=補助金申請額 という認識で良いでしょうか。</p>	<p>補助事業に要する経費についてはつぎのとおりです。</p> <p>補助対象経費+補助対象外経費(ある場合のみ)=補助事業に要する経費補助となります。補助申請額は、補助対象経費(消費税等除外後)に補助率(10/10)を乗じた額となります。</p>
26	<p>様式 2 4. 補助金見込額等について</p> <p>「補助事業に要する経費」とは、間接補助事業者へ補助する補助金という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>※間接補助事業者等へ補助するための原資という理解で良いでしょうか。</p>	<p>回答 25 と同じです。</p>
27	<p>様式 2 4. 補助金見込額等について</p> <p>「補助対象経費」とは本事業を実施するにあたり必要な人件費、システム構築費などの事業運営に必要な経費という認識で良いでしょうか。</p> <p>※事務費にあたるものという認識です。</p>	<p>補助対象経費は公募要領 P11 II. 4①の区分に従い、事業費及び事務費のうち補助対象として認められる経費です。</p>
28	<p>様式 2 4. 補助金見込額等について</p> <p>補助金の内容はア、イと 2 種類あるが、こちらは区分せずにそれぞれの金額を記載するという認識で良いでしょうか。</p>	<p>回答 1 と同じです。</p>
29	<p>「4. 補助金見込額等」の表にある「事業費」と「事務費」の定義について確認させてください。</p> <p>「事業費」は間接補助事業者(市民や事業者)に対して交付される補助金の原資を指し、「事務費」は本事業の運営に伴い執行団体(受託業者)が発生させる運営経費(人件費やシステム費等)という理解で相違ないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

30	P12「消費税等は補助対象経費から除外」と記載があるが、P15の4. 補助金見込額等の事務費についても消費税抜きの金額を記載する認識でお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	「事業費」とは、提案者がこれまでの類似実績等に基づき、独自に件数をシミュレーションして算出した額を記載するという認識で良いでしょうか。もしくはア 住宅等の脱炭素化促進事業、イ 中小企業の省エネ・省CO ₂ 加速化支援事業でそれぞれお貴市で想定されている「事業費」(※原文のまま)	「公募要領」P10 I7(3)の採択件数を踏まえ事業費を積算ください。
32	様式2 4. 補助金見込額等について「補助事業に要する経費」と「補助対象経費」の差について確認させてください。本事業において、事務費として認められる上限(71,989千円)の範囲内で、すべての運営コスト(人件費、外注費等)を賄う提案をする場合、「補助事業に要する経費」と「補助対象経費」は同額(10/10補助)という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	コールセンターの電話番号に指定はございますでしょうか。	指定はありません。
34	窓口となる事務局・コールセンターの設置場所に制限はございますでしょうか。	制限はありません。
35	申請者の問い合わせや申請書の提出を受付する対面の窓口の設置は不要という認識で良いでしょうか。	必須ではありません。